

議案第 5 5 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 1 2 月 5 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

成年被後見人等を資格、職種等から一律に排除する項目を廃し、制度ごとに、必要となる能力の有無を個別に判断する制度へ改めるため、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例

(山都町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 山都町職員の分限の手續及び効果に関する条例(平成17年山都町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年山都町条例第43号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第18条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第19条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第23条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 山都町職員等の旅費に関する条例(平成17年山都町条例第46号)

の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号、第3号及び第4号」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第6項中「。以下この条において同じ」を削り、同条第7項中「者」の次に「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を加える。

（山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正）

第4条 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（平成17年山都町条例第156号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とする。

（山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年山都町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

山都町職員の分限の手續及び効果に関する条例(平成17年条例第30号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後（案）
<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、法第16条第2号の規定に該当するに至った職員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された者で、その罪が過失による交通事故である場合は、その情状を考慮して、法第28条第4項の規定によりその職を失わないものとするができる。</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された者で、その罪が過失による交通事故である場合は、その情状を考慮して、法第28条第4項の規定によりその職を失わないものとするができる。</p>

山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第23条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員(第23条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>

2・3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3)・(4) (略)

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各

2・3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員_____

(3)・(4) (略)

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各

号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額(規則で定める職員にあつては、100分の112.5を乗じて得た額)の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者の給与)

第23条 (略)

2～5 (略)

6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第18条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 (略)

号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し_____、又は死亡した職員にあつては、退職し_____、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額(規則で定める職員にあつては、100分の112.5を乗じて得た額)の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者の給与)

第23条 (略)

2～5 (略)

6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第18条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 (略)

山都町職員等の旅費に関する条例(平成17年条例第46号)新旧対照表【第3条関係】

現行	改正後（案）
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第2号、第3号及び第4号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった<u>場合</u>には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。<u>以下この条において同じ。</u>)がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した額があるときは、当該額のうちその者の損失となった額で次に掲げるものを旅費として支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者_____が、天災その他真にやむを得ない事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合に</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号_____若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった<u>とき</u>は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む_____。)がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した額があるときは、当該額のうちその者の損失となった額で次に掲げるものを旅費として支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、天災その他真にやむを得ない事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合に</p>

には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次に掲げる額を旅費として支給することができる。

(1)・(2) (略)

は、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次に掲げる額を旅費として支給することができる。

(1)・(2) (略)

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例(平成17年条例第156号)新旧対照表【第4条関係】

現行	改正後(案)
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第6条の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6条の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p>

山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第14号)新旧対照表【第5条関係】

現行	改正後（案）
<p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係
条例の整理に関する条例の概要等について

1. 「成年後見制度」について

周囲の方が判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人の後見人
となって、本人に代わって必要な契約等を締結したり財産を管理したりして、当
該本人の保護を図る制度です。

2. 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の 整備に関する法律」（以下「整備法」という。）の公布について

整備法は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）
第4条及び第11条第2号の規定に基づく措置として行われました。

成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に
差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規
定等（欠格条項）を設けている制度について、心身の故障等の状況を個別的、実
質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと改めるとともに、
所要の手續規定を整備されたものです。

整備法で整備された法律には、主に次のようなものがあります。

主な改正法律
国家公務員法、地方公務員法、自衛隊法、弁護士法、医師法、貸金業法（貸金業の 登録）、建設業法（建設業の許可）、銀行法（紛争解決等業務を行う者の指定ほか）、 信託業法（信託業の免許）等

整備法の施行期日は、「地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整
備が必要なもの」については「公布の日から起算して6月を経過した日」と規定さ
れており、「令和元年12月14日」です。

3. 本町の例規に影響を与える法律及び法改正概要並びに改正が必要となる条例

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）

地方公務員について、一般職の職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができる者の欠格事由（法第16条）から「成年被後見人又は被保佐人」が削られることに伴い、第16条第2号以降の号が繰り上がるため、該当箇所を引用する条例に影響が生じる。

※本町において改正を必要とする条例（4件）

- ・山都町職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成17年山都町条例第30号）
- ・山都町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年山都町条例第43号）
- ・山都町職員等の旅費に関する条例（平成17年山都町条例第46号）
- ・山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（平成17年山都町条例第156号）

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

養育里親及び養子縁組里親になることができる者の欠格事由（法第34条の20）から「成年被後見人又は被保佐人」が削られることに伴い、第34条の20第1項第2号以降の号が繰り上がるため、該当箇所を引用する条例に影響が生じる。

※本町において改正を必要とする条例（1件）

- ・山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年山都町条例第14号）